

## 第 2 部 私立大学等の設置廃止に係る寄附行為（変更）認可申請に伴う手続き



## 1. 寄附行為（変更）認可申請書の一部変更に係る書類の作成について

私立大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、申請書類提出後、認可までの間に申請書類の内容等に修正が必要となった場合は、寄附行為（変更）認可申請書の一部変更の手続きが必要です。

寄附行為（変更）認可申請書の一部変更には、既に提出している申請書に追加及び差し替え（変更が生じた箇所の赤字修正及び当該箇所の差し替え）が必要です。

一部変更に係る書類の作成については、以下の点に留意し作成してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本 1 部
- (2) 朱書き訂正版の総括表 1 部

※6月末の総括表提出前に一部変更が生じた場合は、「(2) 朱書き訂正版の総括表」の提出は不要

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

### 3 正本の作成について

正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 表紙及び背表紙については、必要ありません。（すでに提出した申請書に追加及び差し替え（変更が生じた箇所の赤字修正及び当該箇所の差し替え）の作業をしていただきます。）
- (2) 提出書類は、A4縦型左綴じとし、既に提出している申請書に加除できるようにしてください。
- (3) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。

### 4 一部変更に係る書類について

次の(1)～(5)の書類を提出してください。

- (1) 文書  
次ページの作成例を参考に作成してください。

(作成例)

令和〇〇年〇月〇〇日
文部科学大臣 殿
住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
学校法人〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 印
学校法人〇〇〇〇の△△△△ の一部変更について
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け◇◇◇◇にて提出した、□□ □□の設置に係る学校法人〇〇〇〇の△△△△について、別 紙のとおり一部変更したいので、関係書類を提出します。

(注)

- (ア) 文書の日付は10月もしくは3月の当初申請書類の提出日としてください。
- (イ) 申請者が設立準備財団の場合は、申請者を「財団法人〇〇大学設立準備財団」とし、申請者が設立準備委員会の場合は、申請者を「〇〇大学設立準備委員会」としてください。
- (ウ) 様式第1-1号、第1-2号又は第1-3号（寄附行為認可申請書等の）に文書番号を記入している場合は、作成例中、◇◇◇◇の部分にも文書番号を記入してください。
- (エ) 設置区分（作成例中、□□□□の部分）については、次の記載例に従ってください。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (例) 大学新設の場合   | → 〇〇大学         |
| 専門職大学新設の場合    | → 〇〇専門職大学      |
| 短期大学新設の場合     | → 〇〇短期大学       |
| 専門職短期大学新設の場合  | → 〇〇専門職短期大学    |
| 大学院大学新設の場合    | → 〇〇大学院大学      |
| 高等専門学校新設の場合   | → 〇〇高等専門学校     |
| 学部増設の場合       | → 〇〇大学〇〇学部     |
| 短期大学の学科増設の場合  | → 〇〇短期大学〇〇学科   |
| 大学の学部の学科増設の場合 | → 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 |
| 大学院新設の場合      | → 〇〇大学大学院      |
| 大学院の研究科増設の場合  | → 〇〇大学大学院〇〇研究科 |

また、通信教育課程の場合は、その旨を明記してください。

- (例) 大学における通信教育の開設の場合 → 〇〇大学〇〇学部（通信教育課程）

- (オ) 申請区分（作成例中、△△△△の部分）については、次の記載例に従ってください。

- (例) 大学等の設置に係る学校法人の寄附行為の認可申請 → 寄附行為認可申請書  
大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可申請  
→ 寄附行為変更認可申請書  
大学等の設置に係る学校法人の組織変更の認可申請 → 組織変更認可申請書

(2) 変更理由一覧

作成例を参考に作成してください。

(作成例)

変 更 理 由 一 覧

項 目	変 更 理 由
寄附行為記載事項 学部学科名	大学設置分科会伝達意見を踏まえ、△△より□□に変更。
設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-1号） (1) 新設校の内容 学部学科名 (2) 役員の氏名等 評議員	大学設置分科会伝達意見を踏まえ、△△より□□に変更。  任期满后に伴う変更。
設置経費の算出基礎表（様式第4号その2） 校舎○号館	契約により面積及び金額が確定したため。

(3) 新旧対照表

①新設大学等の名称について変更を行う場合、②設置している学校に変更があった場合には、作成例を参考に新旧対照表を作成してください。

また、寄附行為の変更について議決を行った「寄附行為変更の手続を経たことを証する書類（理事会の議事録等）」も添付してください。

大学等の設置に伴う寄附行為変更の認可とは別の事由（例えば、収益事業の開始又は廃止や事務所の所在地の変更）により、寄附行為の変更を行った場合は、新旧対照表を作成せず変更理由一覧にその旨を記載してください。

① 新設大学等の名称について変更を行う場合

(作成例) ○○大学○○学部△△学科の名称を□□学科に変更した場合

新 旧 対 照 表

一部変更時(令和○○年○月)	申請時(令和○○年○月)	現 行
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) ○○大学○○学部○○学科 □□学科 (2) ○○短期大学○○学科 (3) ○○中学校  附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) ○○大学○○学部○○学科 △△学科 (2) ○○短期大学○○学科 (3) ○○中学校  附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) ○○大学○○学部○○学科 (2) ○○短期大学○○学科 (3) ○○中学校

② 設置している学校に変更があった場合

(作成例1)

- ・〇〇大学〇〇学部●●学科を設置することに係る寄附行為変更認可申請中に、新たに△△学部△△学科を設置し、寄附行為変更の届出を行った場合。

新旧対照表

新		旧	
一部変更時 (提出日：令和〇〇年6月0日)	現行	申請時 (提出日：令和〇〇年〇月0日)	現行
<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 ●●学科 △△学部 △△学科</p> <p>(2) 〇〇高等学校</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 △△学部 △△学科</p> <p>(2) 〇〇高等学校</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 ●●学科</p> <p>(2) 〇〇高等学校</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科</p> <p>(2) 〇〇高等学校</p>

(作成例2)

- ・〇〇大学〇〇学部●●学科を設置することに係る寄附行為変更認可申請中に、〇〇短期大学の廃止に係る寄附行為変更の認可があった場合。

新旧対照表

新		旧	
一部変更時 (提出日：令和〇〇年〇月0日)	現行	申請時 (提出日：令和〇〇年〇月0日)	現行
<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p>

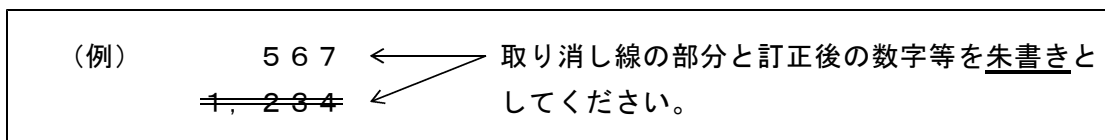
<p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 ●●学科</p> <p>(2) ○○高等学校</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、文 部科学大臣認可の日（ 令和 年 月 日）か ら施行する。</p>	<p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科</p> <p>(2) ○○高等学校</p>
<p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 ●●学科</p> <p>(2) ○○短期大学 ○○学科</p> <p>(3) ○○高等学校</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、文 部科学大臣認可の日（ 令和 年 月 日）か ら施行する。</p>	<p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科</p> <p>(2) ○○短期大学 ○○学科</p> <p>(3) ○○高等学校</p>

(4) 既に提出した書類を見え消し（朱書き）訂正したもの

設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-1号）に添付する「大学等の設置の趣旨等を記載した書類」、「学生の確保の見通し等を記載した書類」、「学校法人の事務組織の概要を記載した書類」（様式第5号）及び「収支予（決）算書」（様式第7号その2）については、見え消し（朱書き）訂正したものは必要ありません。（修正を溶け込ませた差し替え用の書類についてのみ必要になります。）

※上記以外の書類は、見え消し（朱書き）訂正の書類が必要です。

（注）見え消し（朱書き）訂正の方法について



(5) 修正を溶け込ませた差し替え用の書類

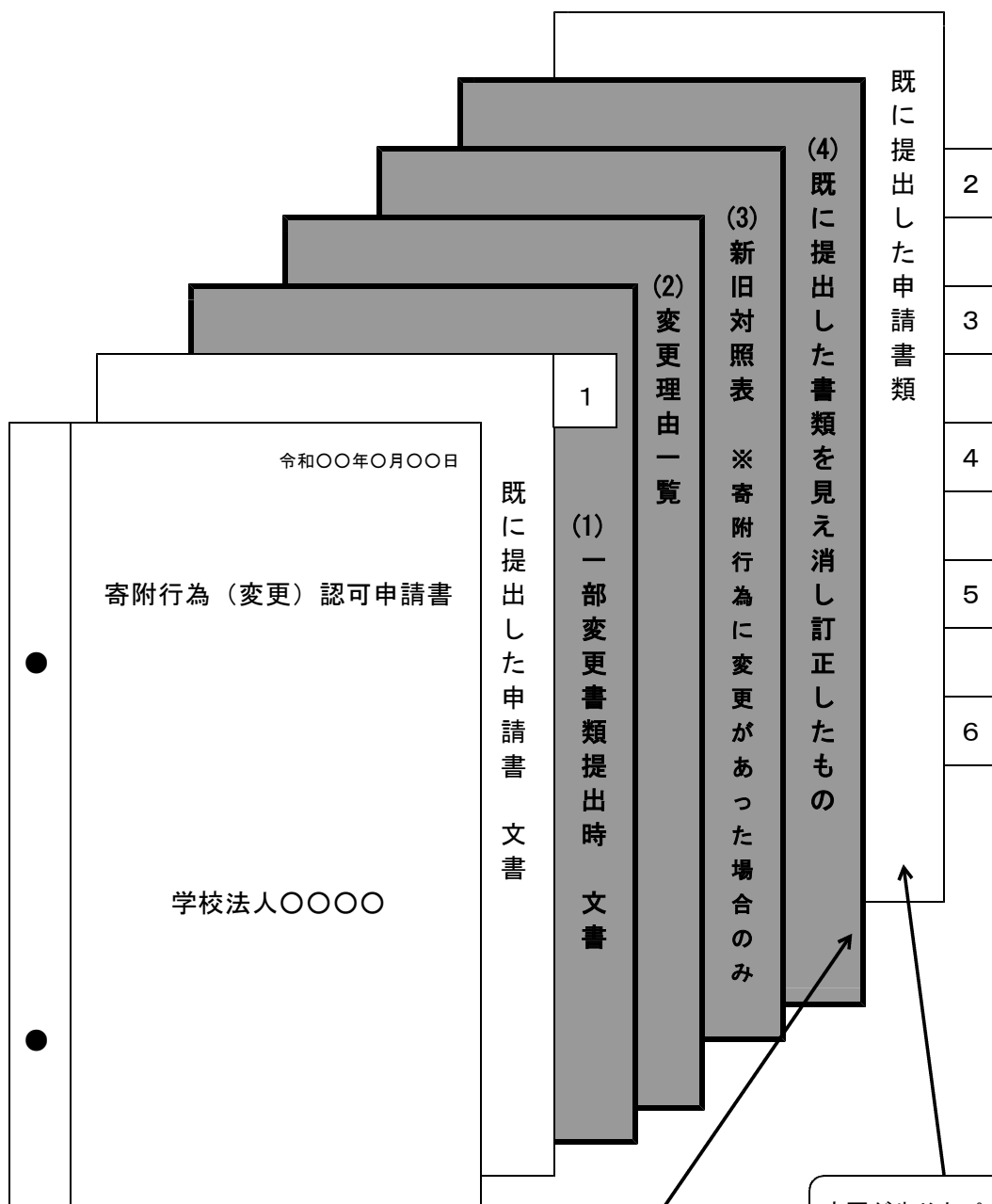
「経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その1）」及び「設置経費の算出基礎表（様式第4号その2）」において、見積りから契約に移行したもの又は支払いが生じたものについては、当該契約書等の写しへの差し替え又は当該領収書の写しの追加が必要となります。

いずれの場合も契約書等の写しを袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明してください。

申請時に提出した「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」及び「新旧の比較対照表」に修正がある場合、正本用と副本用の2部を提出してください。

## 5 一部変更書類の編纂について

一部変更書類の追加及び差し替えの作業については、以下の編纂順序のとおり行ってください。  
また、背表紙・目次・インデックス等について差し替えが必要な場合は、あらかじめ用意してください。



※ 太線，網掛けとなっている部分が一部変更時に提出いただく書類となります。

既に提出した申請書類に変更が生じた場合は，変更箇所を見え消し（朱書き）訂正してください。

変更が生じたページについては，修正を溶け込ませた差替用の書類を用意し，一部変更の手続時に差し替えてください。

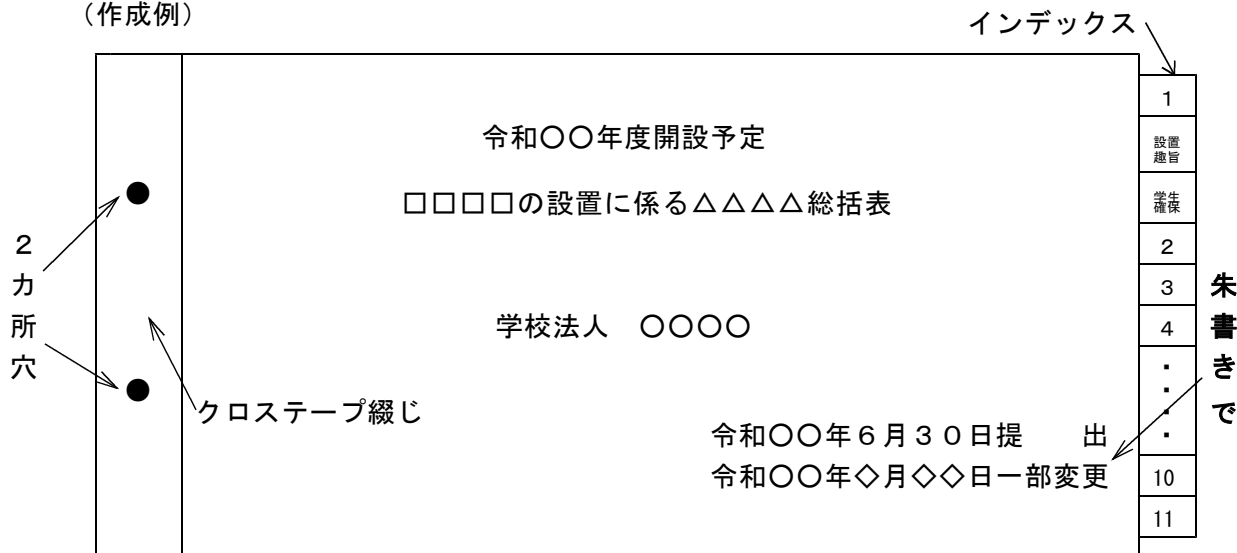


6 見え消し（朱書き）訂正版の総括表の作成について

既に提出済みの総括表の内容に変更がある場合、見え消し（朱書き）訂正版（変更が生じた箇所を見え消しで赤字修正したものに差し替えた上で製本したもの）を提出してください。

なお、表紙については作成例を参考にしてください。

（作成例）



（注）

- (ア) A4横型で作成し、左側をクロステープで綴じ、2カ所に穴を開けてください。
- (イ) インデックスを付し、インデックス毎にページを記入してください。
- (ウ) 設置区分（作成例中、□□□□の部分）については、次の記載例に従ってください。

- (例) 大学新設の場合 → ○○大学
- 専門職大学新設の場合 → ○○専門職大学
- 短期大学新設の場合 → ○○短期大学
- 専門職短期大学新設の場合 → ○○専門職短期大学
- 大学院大学新設の場合 → ○○大学院大学
- 高等専門学校新設の場合 → ○○高等専門学校
- 学部増設の場合 → ○○大学○○学部
- 短期大学の学科増設の場合 → ○○短期大学○○学科
- 大学の学部の学科増設の場合 → ○○大学○○学部○○学科
- 大学院新設の場合 → ○○大学大学院
- 大学院の研究科増設の場合 → ○○大学大学院○○研究科

また、通信教育課程の場合は、その旨を明記してください。

- (例) 大学における通信教育の開設の場合 → ○○大学○○学部（通信教育課程）
  - (エ) 申請区分（作成例中、△△△△の部分）については、次の記載例に従ってください。
  - (例) 大学等の設置に係る学校法人の寄附行為の認可申請 → 寄附行為認可申請書
  - 大学等の設置に係る学校法人の寄附行為変更の認可申請 → 寄附行為変更認可申請書
  - 大学等の設置に係る学校法人の組織変更の認可申請 → 組織変更認可申請書
  - (オ) 申請者が設立準備財団の場合は、申請者を「財団法人○○大学設立準備財団」とし、申請者が設立準備委員会の場合は、申請者を「○○大学設立準備委員会」としてください。
  - (カ) 一部変更の日付は文書の日付とし、朱書きで表記してください。
- また、一部変更を複数回行っている場合は、全ての一部変更日を併記してください。

## 2. 審査基準第二の四の（七）の適用に係る審査書類の作成について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）」第二の四の（七）において、「短期大学又は短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設、設備を基に、大学等を設置する等の場合（入学定員の10%以下の小規模な入学定員増を限度とする。）」には、

- ① 教育研究上支障がないと認められる場合は、標準設置経費を下回っても差し支えないこと
- ② 短期大学から転共用する施設又は設備が、借入金によって整備がなされ、償還中であっても差し支えないこと
- ③ 負債率は、33%以下であることとして取り扱うこと

が規定されています。

この取り扱いが適用されるかどうかについて、申請前に大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の事前確認を受けることができます。事前確認を希望する場合には、分科会日程等を踏まえて調整する必要がありますので、可能な限り早めに、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

### 1 提出先

私学部私学行政課法人係

### 2 事前確認のための書類について

次ページの作成例を参考にA4縦型で作成してください。なお、表紙等を作成する必要はありません。

(作成例)

学校法人名

審査基準第二の四の(七)の適用審査表  
 ○○大学○○学部○○学科の設置計画の概要  
 (○○短期大学○○学科の廃止)

1 設置計画の趣旨・目的

- 【注】(1) 趣旨・目的について簡潔に記入してください。(1~2枚程度)  
 (2) 短期大学から大学への移行に伴い教育課程がどうなるのか簡潔に記入してください。

2 設置計画の概要

現 状	設 置 後	入学定員 増 △減	備 考
(入学定員) □□短期大学  ○○学科   ○○人 ◇◇学科   ○○人	(入学定員) □□大学 ○○学部 ○○学科   ○○人 ◇◇学科   ○○人 △△学科   ○○人	○○人	(記入例) ・ 令和○年4月から○○学科の 学生募集を停止し(▲○○)、 在学生の卒業を待って廃止。  ・ 令和○年4月から入学定員を 次のとおり変更。 ○○学部◇◇学科 150 → 100 (▲50)
計           ○○人	計           ○○人		

【注】 設置計画の概要は、該当する学部の学科について記入してください。

3 教員組織(専任のみ)

○○学科(旧 ○○学科)																																																									
現員	○○人 (うち教授 ○○人)																																																								
計画	◇◇人 (うち教授 ◇◇人)																																																								
計 画 の 内 容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 / 年度</th> <th>開設年度の前年度</th> <th>開設年度</th> <th>○○年度</th> <th>◇◇年度</th> <th>完成年度</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 学 科 へ 移 行</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ 他 学 部 等 へ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新 規 採 用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他 学 部 等 より</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 度 在 籍 教 員 数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 / 年度	開設年度の前年度	開設年度	○○年度	◇◇年度	完成年度	合 計	新 学 科 へ 移 行							退 職							そ 他 学 部 等 へ							新 規 採 用							他 学 部 等 より							年 度 在 籍 教 員 数							備 考						
	区分 / 年度	開設年度の前年度	開設年度	○○年度	◇◇年度	完成年度	合 計																																																		
	新 学 科 へ 移 行																																																								
	退 職																																																								
	そ 他 学 部 等 へ																																																								
	新 規 採 用																																																								
	他 学 部 等 より																																																								
年 度 在 籍 教 員 数																																																									
備 考																																																									

- 【注】 (1) 複数学科の場合は、学科ごとに記入してください。  
 (2) 計画欄については、完成年度の教員数を記入してください。  
 (3) 計画の内容欄については、記入例を参考に作成してください。  
 また、教授数を ( ) 書きで記入するとともに、備考欄には他学部等からの異動の状況及び退職時期を記載してください。

(記入例)

区分 / 年度	開設年度の前年度	開設年度	〇〇年度	◇◇年度	完成年度	合計
新学科へ移行	10 ( 8 )	-	-	-	-	10 ( 8 )
退職	1 ( 1 ) ※1	-	1 ( 0 ) ※1	-	-	2 ( 1 )
他学部等へ	1 ( 1 ) ※2	-	-	-	-	1 ( 1 )
新規採用	3 ( 2 )	5 ( 5 )	-	3 ( 2 )	-	11 ( 9 )
他学部等より	-	-	-	-	-	-
年度在籍教員数	13 (10)	18 (15)	18 (15)	21 (17)	21 (17)	
備考	※1 〇年〇〇月 退職 ※2 〇〇学部 へ異動		※1 〇年〇〇月 退職			

4 施設、設備 (図書を含む。)

施設、設備の現状及び設置後の使用計画について、記入してください。

区分	現 状	設 置 後	増 △ 減	使用計画等	
校 地	校舎敷地	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	令和〇年〇月〇日現在
	運動場敷地	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		
	合計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		
校 舎	〇号館	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	令和〇年〇月〇日現在
	図書館	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		
	合計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		
設 備	図書	〇, 〇〇〇 冊	〇, 〇〇〇 冊	〇, 〇〇〇 冊	令和〇年〇月〇日現在
	学術雑誌	〇, 〇〇〇 種	〇, 〇〇〇 種	〇, 〇〇〇 種	
	視聴覚資料	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
	機械・教具	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
	合計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		

【注】 学部単位で記入してください。

5 教育課程の新旧対照表

区分	設置後			現 状			備 考
	授業科目	必修	選択	授業科目	必修	選択	
○○科目	○○学	2		○○学	2		
	△△△学	2		○○○学	2		内容を充実し、科目名称を変更
	◇◇概論	2					新設
	××学総論	4		××学1		2	選択科目を統合し、必修化
××学2					2		
◇◇科目	○○実習	2					新設
	◇◇演習		2		2		新設
	□□実習		2	◎◎実習		1	分割し、科目名及び単位数を変更
	△△実習		2				

【注】 教育課程の移行状況が明確になるように記入してください。

### 3. 審査基準第四の四の（二）の適用に係る審査書類の作成について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成19年文部科学省告示第41号）」第四の四の（二）において、二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等もしくはその学部等を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等の学部等を設置する場合で、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、

- ① 施設及び設備の整備に要する経費については、標準設置経費額を下回っても差し支えないこと、
  - ② 廃止する大学等から転共用する施設又は設備が、借入金によって整備がなされ、償還中であっても差し支えないこと、
  - ③ 負債率及び負債償還率について、上限は適用しないこと。ただし、借入金その他負債について、その償還が適正に行われ、かつ、適正な償還計画が策定されていること、
- が規定されています。

なお、合併される大学の在学生在が卒業又は退学等により全員なくなるまでの間大学は存在するため、審査基準四の四の（二）を適用する場合でも、合併される大学は寄附行為に残す形で申請してください。

この取り扱いが適用されるかどうかについて、申請前に大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の事前確認を受けることができます。事前確認を希望する場合には、分科会日程等を踏まえて調整する必要がありますので、可能な限り早めに、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

#### 1 提出先

私学部私学行政課法人係

#### 2 事前確認のための書類について

作成例を参考にA4縦型で作成してください。

(作成例)

学校法人名

審査基準第四の四の(二)の適用審査表  
〇〇大学〇〇学部の設置計画の概要  
(□□大学〇〇学部の廃止)

1 設置計画の趣旨・目的

(1) 設置の趣旨・目的

(2) 新たに設置する組織への移行に伴う教育課程の変更の概要

【注】 1～2枚程度で簡潔に記入してください。

2 設置計画の概要

現 状	設 置 後	収容定員 増 △減	備 考
(入学定員) □□大学 〇〇学部 〇〇学科 〇〇人 3年次編入 〇人 ◇◇学科 〇〇人	(入学定員) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 〇〇人 3年次編入 〇人 ◇◇学科 〇〇人	〇人 △XX人	(記入例) ・令和〇年4月から□□大学〇〇学部の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止。
計 〇〇人	〇〇人		

【注】 (1) 設置計画の概要は、該当する学部の学科について記入してください。

(2) 収容定員の増減については、学科ごとに記入してください。

3 教員組織(専任のみ)

〇〇学科(旧 〇〇学科)						
現員	〇〇人(うち教授 〇〇人)					
計画	◇◇人(うち教授 ◇◇人)					
計画の内容						
区分 / 年度	開設年度の前年度	開設年度	〇〇年度	◇◇年度	完成年度	合 計
新 学 科 へ 移 行						
そ の 他	退 職					
	他 学 部 等 へ					
	新 規 採 用					
	他 学 部 等 より					
年度在籍教員数						
備 考						

- 【注】（１）複数学科の場合は，学科ごとに記入してください。
- （２）計画欄については，完成年度の教員数を記入してください。
- （３）計画の内容欄については，記入例を参考に作成してください。
- また，教授数を（ ）書きで記入するとともに，備考欄には他学部等からの異動の状況を記載してください。

（記入例）

区分 / 年度	開設年度の前年度	開設年度	〇〇年度	◇◇年度	完成年度	合 計
新 学 科 へ 移 行	13 (10)	-	-	-	-	13 (10)
そ 他	退 職	1 (1) ※1	-	1 (0)	-	2 (1)
	他 学 部 等 へ	1 (1) ※1	-	-	-	1 (1)
	新 規 採 用	-	2 (1)	-	1 (1)	3 (2)
他 学 部 等 よ り	-	-	-	-	-	-
年 度 在 籍 教 員 数	13 (10)	15 (11)	14 (11)	15 (12)	15 (12)	
備 考	※1 ▽▽学部 へ異動					

#### 4 施設，設備（図書を含む。）

施設，設備の現状及び設置後の計画について，記入してください。

区 分	現 状	新組織へ転用	設 置 後	備 考	
校 地	校 舎 敷 地	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	
	運 動 場 敷 地	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	合 計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
校 舎	〇 号 館	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	〇, 〇〇〇 m <sup>2</sup>	
	図 書 館	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
	合 計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	
設 備	図 書	〇, 〇〇〇 冊	〇, 〇〇〇 冊	〇, 〇〇〇 冊	
	学 術 雑 誌	〇, 〇〇〇 種	〇, 〇〇〇 種	〇, 〇〇〇 種	
	視 聴 覚 資 料	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
	機 械 ・ 教 具	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
	・ ・ ・ ・	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	〇, 〇〇〇 点	
合 計	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇		

- 【注】（１）学部単位で記入してください。
- （２）設置後欄には，完成年度の計画を記載してください。



5 教育課程の新旧対照表

〇〇学部〇〇学科

現 状				設 置 後				備 考	
区分	授業科目	必修	選択	区分	授業科目	必修	選択		
〇 〇 科目	〇〇学	2		〇 〇 科目	〇〇学	2			
	〇〇〇学	2			〇〇〇学	2			
	〇〇〇〇学	2			△△△△学	2		科目名称を変更	
					◇◇概論		2		新設
	××学総論	4			××学1	2		科目を分割	
			××学2	2					
◇ ◇ 科目	〇〇実習	2		◇ ◇ 科目	〇〇実習	2			
	〇〇〇演習	2			〇〇〇演習	2			
	◇◇演習		2						廃止
	□□実習		2		◎◎実習	4			選択科目を統合し、必修化
	△△実習		2						

【注】（１）教育課程の移行状況が明確になるように記入してください。

（２）複数学科の場合は、学科ごとに記入してください。

#### 4. 設置計画の変更に係る事前協議書類の作成について

認可後、認可時における私立大学等の設置計画に変更の可能性がある場合については、必ずその構想段階で、あらかじめ私学部私学行政課法人係に相談してください。

相談の結果、設置計画の変更該当し、協議が必要と判断された場合には、変更内容の確定後に必要書類を作成の上、提出してください。提出時期等については、私学部私学行政課法人係へ別途相談してください。

なお、設置計画の変更が認められる事由は、①認可時の設置計画を確実に履行した上で、さらに施設等の充実を図るために設置計画を変更するもので、自己資金により実施する場合、②新たな学部、学科等の設置認可申請により、設置計画を変更せざるを得ないもので、自己資金により実施する場合、③道路等の付け替えなど当該学校法人自らの理由によるものではなく、設置計画の変更を余儀なくされる場合などに限定されます。

**事前の相談（協議）なく設置計画を変更し実施した場合には、新たな学部等の設置を認めない期間の設定などペナルティを科すことがありますので、十分御注意ください。**

協議書類の作成に当たっては、以下の点に留意し作成してください。

##### 1 提出書類の種類及び提出部数

正 本 1 部

##### 2 提出先及び提出方法

私学部私学行政課法人係

##### 【提出までの流れ】

学内での（計画変更が生じる恐れがある）事業計画等の検討

↓  
私学行政課法人係に事前相談

※相談の結果、協議不要と判断された場合は協議文書の提出は不要。

↓  
理事会等において、当該計画を決定

↓  
請負業者等から見積書等の提出

↓  
契約又は納品等

↓  
協議文書の提出

### 3 正本の作成について

設置計画変更協議書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 表紙及び背表紙については、必要ありません。
- (2) 協議文書は、A4縦型左綴じにしてください。
- (3) 協議書類は、提出前に必ず確認してください。

### 4 提出書類について

次の(1)～(6)の書類を提出してください。

- (1) 設置計画変更協議書  
作成例を参考に作成してください。

(作成例)

[ 文 書 番 号 ] 令和〇〇年〇〇月〇〇日
文部科学省 高等教育局私学部長 殿
〇〇県〇〇市〇〇〇〇 学校法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 印
□□□□に係る設置計画変更協議について
令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで認可されました□□□□に係る設置計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて協議します。

(注)

設置区分（作成例中、□□□□の部分）については、次の記載例に従ってください。

- (例) 大学新設の場合 → ○○大学  
専門職大学新設の場合 → ○○専門職大学  
短期大学新設の場合 → ○○短期大学  
専門職短期大学新設の場合 → ○○専門職短期大学  
大学院大学新設の場合 → ○○大学院大学  
高等専門学校新設の場合 → ○○高等専門学校  
学部増設の場合 → ○○大学○○学部  
短期大学の学科増設の場合 → ○○短期大学○○学科  
大学の学部の学科増設の場合 → ○○大学○○学部○○学科  
大学院新設の場合 → ○○大学大学院  
大学院の研究科増設の場合 → ○○大学大学院○○研究科

また、通信教育課程の場合は、その旨を明記してください。

- (例) 大学における通信教育の開設の場合 → ○○大学○○学部（通信教育課程）

## (2) 設置計画の変更概要

作成例を参考に作成してください。

なお、以下の事項については、必ず記入してください。

- (ア) 変更協議の対象となる新增設の内容  
（開設年度，大学名，学部・学科名，入学定員等）  
(イ) 変更となる設置計画の内容及び所用経費  
(ロ) 変更しなければならない理由  
(ハ) (イ)に関する財源の調達方法

(作成例)

設置計画の変更概要	
(法人名)	○○学園
(開設年度)	○○年度
(大学名)	○○大学
(学部・学科・研究科名)	○○学部○○学科
(入学定員)	○○○人
(変更の内容及び所用経費)	
(例)	○○大学□号館改修工事 (総額) ○, ○○○千円 (うち, ○○学部分 □, □□□千円)
【按分の根拠】	
	$\frac{\text{○○学科の収容定員}}{\text{大学全体の収容定員}} = \text{○○. ○\%}$
	$\text{○, ○○○ (千円)} \times \text{○○. ○\%} = \text{□, □□□ (千円)}$

(変更理由) ※ 変更せざる得ない理由について、 <b>具体的に記入</b> してください。
(所要財源) ※ <b>計画変更</b> に要する経費が自己資金で賄えることを説明してください。 (例) 令和〇年度までに学納金等事業活動収入から積み立てられた現金預金〇〇, 〇〇〇千円のうち□, □□□千円を財源に充当。
(備考)

- (3) 設置計画の変更に伴い修正が必要な書類を見え消し（朱書き）訂正したもの  
 「経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その1）」、「設置経費の算出基礎表（様式第4号その2）」、「転共用計画表（様式第4号その3）」等

(注) 見え消し（朱書き）訂正の方法について

(例)

5 6 7	←	取り消し線の部分と訂正後の数字等を朱書きと してください。
<del>1, 2 3 4</del>	←	

なお、校舎等を他の学部等と共用で使用する場合は、計画変更の対象となる学部等の使用比率及び金額が明確になるよう、按分の根拠を明記してください。

- (4) 設置計画の変更が自己資金で賄えることを確認できる書類及び設置計画に変更を加える年度の前年度の貸借対照表  
 申請時に提出した「設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式4号その4）」に朱書き訂正したものを提出してください。  
 なお、朱書き訂正の方法については、作成例を参考にしてください。

- (5) 所要経費の裏付けとなる契約書等の写し  
 この書類は、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

- (6) 事務担当者連絡票  
 提出書類の内容について照合する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）、連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記したもの（A4版、様式自由）を提出してください。

○ 設置計画の変更に係る事前相談書類の作成例

※ 開設年度に計画変更の事前相談が必要となった場合をあげていますが、開設年度と異なる年度の場合でも書類の作成方法は同様となります。

様式第4号その1（第11条）

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和○年度	開設年度の前年度 (令和▽年度)	開設年度 (令和◎年度)	令和△年度	令和□年度	完成年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置 経費	校 地 (うち造成費)								
	施 設	(基準内)		10,000	3,000 <del>1,000</del>	3,000 <del>1,000</del>			16,000 <del>12,000</del>
		(基準外)							
	図 書 教 具 校 具 備 品			2,000					2,000
				3,000	2,000		4,000 <del>2,000</del>		9,000 <del>7,000</del>
小 計			15,000	5,000 <del>3,000</del>	3,000 <del>1,000</del>	4,000 <del>2,000</del>		27,000 <del>21,000</del>	
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			15,000	5,000 <del>3,000</del>	3,000 <del>1,000</del>	4,000 <del>2,000</del>		27,000 <del>21,000</del>	

(注) 計画変更に伴い修正が必要となる箇所について朱書き訂正してください。

様式第4号その4〔第11条〕

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	27,000千円 <del>21,000千円</del>	令和○年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 ○○千円のうち21,000千円を財源に充当  令和▽年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金 から令和▽年度に15,000千円（校舎改修費 10,000千円、図書購入 費2,000千円、教具・校具・備品購入費 3,000千円）を支出し、そ の残○○千円のうち12,000千円を財源に充当する。
合 計	27,000千円 <del>21,000千円</del>	

(注) 1 申請時点において提出のあった財源の調達方法を記載した書類に記載のあった金額を上回る設置計画に変更する必要が生じた場合には、計画変更の事前協議が必要となる年度の前年度末（この場合は令和▽年度）の貸借対照表から計画変更の事前協議が必要となる年度以降の支払い残額（この場合は12,000千円）について説明してください。

2 財源の確認のため、計画変更の事前協議が必要となる年度の前年度末における貸借対照表を添付してください。

3 ○○引当特定資産、有価証券（国債等の額面金額が保証されているもので、設置経費の支払時期が到来するまでに現金化できるもの）に限り、額面金額を上限として認める。）を計画変更後の不足した財源に充当しても差し支えありません。

## 5. 私立大学又は私立大学に新たな学部等を設置するための受配者指定寄付金に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

文部科学大臣所轄の学校法人が私立大学又は私立大学に新たな学部等を設置するための受配者指定寄付金に係る寄附行為変更認可申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。

なお、受配者指定寄付金制度並びにそれに係る手続き、申請書類及び申請時期等については、日本私立学校振興・共済事業団私学振興事業本部助成部寄付金課へお問い合わせください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

正 本 1 部

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

### 3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 表紙及び背表紙については、作成例を参考に作成してください。
- (2) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。
- (3) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。
- (4) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。
- (5) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (6) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。

(作成例)

[背表紙]

学校法人 〇〇〇〇 寄附行為 変更認可 申請書	学校法人 〇〇〇〇
令和〇年 〇月〇日	

[表紙]

令和〇年〇月〇日
学校法人 〇〇〇〇 寄附行為変更認可申請書
学校法人 〇〇〇〇

(注)

- (ア) 申請書を分冊する場合は、例えば(2-1)、(2-2)のように表紙及び背表紙の表題の右下に( )書きで明示してください。
- (イ) 日付は提出日としてください。

#### 4 申請書類について

- 次の(1)から(8)の書類を提出してください。
  - 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。
- (1) 学校法人寄附行為変更認可申請書(様式第1-2号)
  - (2) 「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を作成し添付してください。



(作成例)

#### 寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、短期大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回新たに〇〇〇〇大学（学部、大学院）を設置することとなったので、その設立に要する資金に充てるため、寄附金募集活動を当法人の事業といたし、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 この法人は、〇〇〇〇大学（学部、大学院）の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。

2 募集する寄附金については、設置しようとする〇〇〇〇大学（学部、大学院）の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。

3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。

4 この寄附行為変更の認可後3年以内に、〇〇〇〇大学（学部、大学院）の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他附属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附するものとする。

(事由) ……………。

2. 附則として次の附則を加える。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>第4条 (略)</p> <p><u>(寄附金募集)</u></p> <p><u>第4条の2 この法人は、〇〇〇〇大学(学部、大学院)の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。</u></p> <p><u>2 募集する寄附金については、設置しようとする〇〇〇〇大学(学部、大学院)の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。</u></p> <p><u>3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。</u></p> <p><u>4 この寄附行為変更の認可後3年以内に、〇〇〇〇大学(学部、大学院)の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他附属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

- (注) 寄附金の募集期間は、寄附行為変更の認可後3年以内としてください。
- (注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。
- (注) 文部科学大臣認可の日は空欄(例：令和 年 月 日)にしてください。

(3) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、大学の設置等に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(4) 現行寄附行為

(5) 当該学校法人の沿革その他参考となる書類

この書類には、次の書類を添付してください。

(ア) 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-1号）

この書類には、大学等の設置認可申請書類の「学部等の設置の趣旨を記載した書類」を添付してください。

(イ) 財産目録総括表（様式第6号その2）

(ロ) 資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）

(ハ) 事業活動収支予算決算総括表（様式第10号その2）

(ニ) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）

(ホ) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号）

① 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その1）

② 設置経費の算出基礎表（様式第4号その2）

③ 転共用計画表（様式第4号その3）

④ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）

(注) 「(ホ)校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面、③校舎の平面図」の各建物毎における使用区分と整合します。

(ヘ) 学生納付金内訳表（様式第10号その3）

(セ) 専任教職員等給与内訳表（様式第10号その4）

(ケ) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

① 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面

※ 次ページの作成例を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

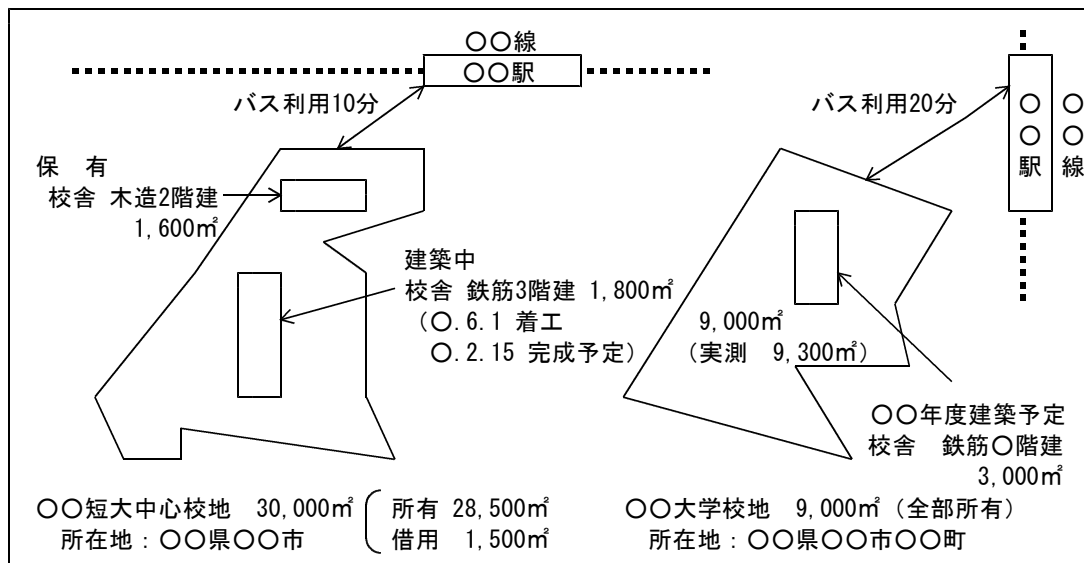
※ ②の書類は、①の書類に包含される場合、添付を省略することができます。

③ 校舎の平面図

※ ③の書類は、任意の様式で作成し、複数学部等で共用となる施設がある場合等は、使用区分ごとに色分けし、使用区分ごと・フロアごとに面積を記載（フロアが複数ある場合は各建物における使用区分ごとの合計面積も記載）してください。

なお、使用区分毎の色分けは、転共用計画（様式第4号その3号）に記載した区分と整合します。

（作成例） 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面



（注）

- ① 校地の面積は所有，借用別に記入してください。農地転用及び国有地等の払下げを受けるものについてはその進捗状況を明らかにしてください。
- ② 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。
- ③ 学校が2以上ある場合には学校ごとの使用区分を明らかにし，校地，校舎面積を団地ごとに記入してください。
- ④ 校舎については，建築中及び建築予定校舎等を含め各棟ごとに次の要件を記入してください。

建物の種類別 — 校舎，図書館，体育館，講堂，実習工場，寄宿舎等  
構造別 — 鉄筋，鉄骨，木造，プレハブ等  
階層別 — 平家建，2階建，3階建等

(ウ) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

(6) 寄附金の募集に関する事項を記載した書類

- (7) 寄附金の募集目的等
- (イ) 募集する寄附金の使途
- (ウ) 寄附予約申込者一覧表

※ 寄附者に，今回申請の設置に係る建築等の請負業者が含まれていないか留意してください。

※ 寄附金の募集に関する事項を記載した書類については，作成例を参考に作成してください。

(作成例)

寄附金の募集に関する事項を記載した書類									
(1) 寄附金の募集目的等									
募集目的									
募集目標額									
募集方法									
募集区域									
募集期間									
寄附金の管理方法									
(2) 募集する寄附金の使途									
大学等の設置に要する経費		設置財源							
設置施設等	事業費	寄附金	補助金	自己資金	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円				
合計	千円	千円							
(3) 寄附予約申込者一覧表									
募金予定額		千円 (内訳)		会社等法人		社		千円	
				個人		人		千円	
番号	寄附者氏名	寄附者が法人等の場合 その代表者氏名	所在地	寄附予定金額 (千円)	寄附予定日	備考			
1									
2									
3									
4									
5									
⋮									

(7) その他 …… パンフレット等, 参考となる書類を添付してください。

(8) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について、照合する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）、連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。



### 第3部 学校法人の合併認可申請





## 1. 学校法人の合併認可申請書類の作成について

①文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置する学校法人が合併する場合、②合併する学校法人の一方又は双方が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は準学校法人（私立学校法第64条第4項の法人）である場合で、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人である場合における合併認可申請書類については、①においては、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第2条第1項第1号及び同条第2項により、②においては同令第2条第1項第3号及び同条第2項により、都道府県知事から文部科学大臣への進達が必要となりますので、申請書類については、都道府県に提出してください。

また、進達が必要な都道府県が複数にわたる場合は、各都道府県と調整の上、設置校の所在するすべての都道府県の進達が必要となりますので、御注意ください。

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」及び「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。

なお、学校法人を合併する際には、審査に要する期間に加え、認可後に一定の公告期間が必要とされますので、可能な限り早めに私学部私学行政課法人係に御相談ください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本      1部
- (2) 副 本      1部

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

※都道府県知事所轄の学校を設置する学校法人と合併する場合は、知事から大臣への進達が必要となるため都道府県知事宛（私立学校担当部署）に提出してください。

### 3 正本の作成について

合併認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。
- (2) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。

なお、該当がなく省略することができる書類については、その旨を記載した書類を添付してください。

- (3) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。
- (4) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (5) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。

#### 4 申請書類について

- 次の(1)から(19)の書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。

##### (1) 認可申請書（様式第1－4号）

##### (2) 理由書

この書類は、作成例を参考に作成してください。

（作成例）理由書

###### 1. 計画の概要

###### (1) 合併計画の概要

- ・存続法人 学校法人〇〇学園
- ・解散法人 学校法人〇〇学園

###### (2) 合併後の法人名称

- ・学校法人 〇〇学園

###### 2. 学校法人について（合併前の各学校法人について記載）

- (1) 学校法人〇〇学園の設立理念と沿革
- (2) 学校法人〇〇学園の設立理念と沿革

###### 3. 合併の目的

- (1) 合併に至る経緯（きっかけから各学校法人理事会にて議決するまでを記載  
関係者への説明（反対者への対応状況）なども記載）

- (2) 合併の主な理由（詳細について記載）

- ①（例）総合学園としての経営基盤の強化
- ②（例）経営資源・人材活用の有効利用

- (3) 合併の目的・意義（詳細について記載）

- ①（例）教育理念の共有
- ②（例）新たな総合学園の実現

- (4) 合併後の運営方針（教職員の処遇についても記載）

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）  
合併前の各法人の概要を提出してください。

(4) 役員に関する書類（様式第3号）

- ① 合併後存続する学校法人（存続学校法人）又は合併によって設立する学校法人（設立学校法人）について、役員のうち、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれていないことを証する書類（様式第3号その1）
- ② 存続学校法人又は設立学校法人について、役員が私立学校法第38条第8項において準用する学校教育法第9条各号に該当しない者であることを証する書類（様式第3号その2）

この書類には、役員の見任承諾書及び履歴書を添付してください。

役員の見任承諾書については、作成例を参考に作成し、原本を提出してください。履歴書については任意の書式で作成してください。（存続学校法人については、引き続き役員である者の見任承諾書は不要。）

（作成例）

就 任 承 諾 書	
	令和〇年〇月〇日
学校法人	〇〇〇〇
理事長	〇〇〇〇 殿
住所	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目
氏名	〇 〇 〇 〇 印
学校法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾します。	

(5) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）  
合併前の各法人の事務組織を提出してください。

(6) 法第52条第1項に規定する手続き（法第42条に規定する手続きを含む。）を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、合併を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

- (7) 法第55条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類

合併により学校法人を設立する場合は、申請者が、各法人において選任された設立に関する事務を行う者であることを証する書類を提出してください。

- (8) 合併契約書

袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

【参考】合併契約書の記載項目例

- ・ 目的
- ・ 合併の形式（方法）
- ・ 合併の時期
- ・ 権利義務（財産）の継承
- ・ （財産の）善管注意義務
- ・ 教職員（役員及び評議員）の処遇
- ・ 合併契約の変更と解除
- ・ 契約の効力発生の方法と時期

- (9) 合併後の存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為
- (10) 合併前の各学校法人又は準学校法人の寄附行為
- (11) 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
- (12) 合併前の各学校法人又は準学校法人の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号）
- ① 財産目録（様式第6号その1）  
公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。
  - ② 財産目録総括表（様式第6号その2）
- (13) 合併前の各学校法人又は準学校法人の貸借対照表
- (14) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等  
合併前の各学校法人又は準学校法人の不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等を提出してください。  
証明書類の一覧表を作成例を参考に作成し添付してください。

(作成例)

登記簿謄本一覽

(校地)

種別	No.	所在地	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )	備考
〇〇校地	1	〇〇県〇〇市 〇〇町	〇〇番〇	宅地	〇〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>	
	2	〇〇県〇〇市 〇〇町	〇〇番△	学校用地	〇〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>	
運動場校地	9	〇〇県△△市 ××町	〇〇番〇	学校用地	〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>	

(校舎)

No.	種別	所在地	構造	登記面積	備考
1	1号館	〇県〇〇市〇〇町 一丁目二番三号	鉄筋コンクリート 造陸屋根5階建	〇〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>	1号館B棟を含む
2	2号館	〇県〇〇市〇〇町 一丁目二番三号	鉄筋コンクリート 造陸屋根3階建	〇〇〇. 〇〇m <sup>2</sup>	

財産目録上は2つに分かれている建物でも、登記上は1棟で登記されている場合などは、財産目録や転共有計画表の面積と整合するように備考欄に説明を記載してください。

(注) 学校法人が設置している他の学校との共用の関係や登記面積と実測面積の差などにより、「登記簿」と「財産目録」に不整合がある場合は、備考欄や欄外にその説明を記載してください。

(15) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

合併前の各学校法人又は準学校法人の現物寄附を受けた財産について評価を受けた場合及び校地の再評価を受けた場合等に添付してください。新たに財産を取得した場合等、評価を必要としない場合には省略することができます。

(16) 合併後二年の事業計画及びこれに伴う予算書(様式第7号)

- ① 存続学校法人又は設立学校法人について、事業計画(様式第7号その1)
- ② 存続学校法人又は設立学校法人について、収支予(決)算書(様式第7号その2)

(注) 必要に応じて、合併後三年以降の事業計画や予算等について提出を求めることがあります。

(17) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

① 合併前の各学校法人又は準学校法人の設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面

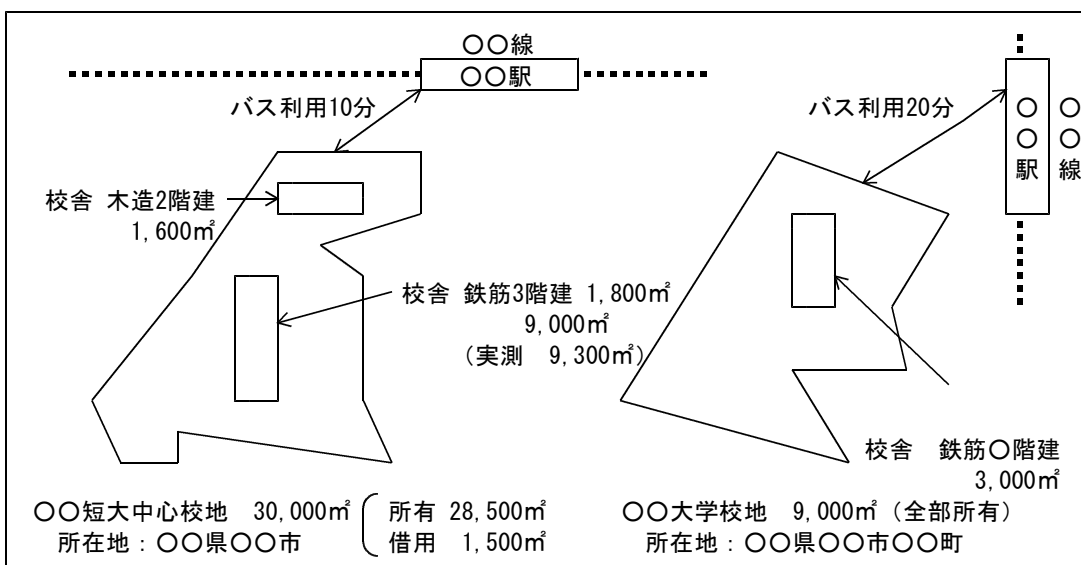
※ 作成例を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

※ ②の書類は、①の書類に含まれる場合、添付を省略することができます。

③ 校舎の平面図

(作成例) 私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面



(注)

- (ア) 校地の面積は所有、借用別に記入してください。
- (イ) 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。
- (ウ) 学校が2以上ある場合には学校ごとの使用区分を明らかにし、校地、校舎面積を団地ごとに記入してください。
- (エ) 校舎については、各棟ごとに次の要件を記入してください。

建物の種類別 — 校舎、図書館、体育館、講堂、実習工場、寄宿舎等  
構造別 — 鉄筋、鉄骨、木造、プレハブ等  
階層別 — 平家建、2階建、3階建等

(18) その他・・・パンフレット等、参考となる書類を添付してください。

(19) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名(ふりがな)、連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレス並びに認可書等書類の送付先の郵便番号及び住所を明記したもの(A4版、様式任意)を提出してください。

## 5 副本の作成について

「認可申請書（様式第1－4号）」並びに添付書類の「理由書」、「存続学校法人又は設立学校法人の寄附行為」及び「合併前の各学校法人又は準学校法人の財産目録」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、合併が認可された場合に、登記手続きに必要となるため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 認可申請書（様式第1－4号）にも署名又は押印してください。

## 6 債権者保護手続きについて

合併は学校法人の解散を伴うため、学校法人の債権者を保護するための手続きが必要です。

- (1) 合併の認可の通知のあった日から2週間以内に、合併する各学校法人で期中決算を行い、各学校法人分を合算した一つの財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。
- (2) 合併の認可の通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し異議があれば2ヶ月以上の一定の期間内に述べるべき旨を公告するとともに、判明している債権者に対しては、各別に上記のことを催告しなければなりません。

## 7 登記について

学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じます。

また、合併によって消滅する法人は解散の登記を行う必要があります。

認可後、私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。





#### **第 4 部 都道府県知事所轄の学校等の設置廃止に係る寄附行為変更認可申請**



## 1. 都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

文部科学大臣所轄の学校法人が、①新たに都道府県知事所轄の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置する場合、②都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校に新たに課程等（課程、学科または部）を設置する場合に係る寄附行為変更認可申請書類については、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第2条第1項第1号及び同条第2項により、都道府県知事から文部科学大臣への進達が必要となりますので、申請書類については、当該学校を設置している都道府県に提出してください。また、別途学校教育法に基づく設置認可申請書を都道府県に提出してください。

なお、認定こども園に関する新設、廃止等にかかる寄附行為変更認可申請については取扱いが異なる場合がありますので、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本      1部
- (2) 副 本      1部

### 2 提出先

学校法人が都道府県（私立学校担当部署）に申請書を提出し、都道府県（私立学校担当部署）は私学部私学行政課法人係へ進達文を添えて申請書を郵送してください。

### 3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。
- (2) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。  
なお、該当がなく省略することができる書類については、その旨を記載した書類を添付してください。
- (3) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。

- (4) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (5) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。

4 申請書類について

- 次の(1)から(16)までの書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照。

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

（作成例）

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人は、従来、短期大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回新たに〇〇小学校を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条中、第5号として次の1号を加える。  
〇〇小学校  
（事由）……………。

2. 第6条第1項第1号中、「理事5人」を「理事6人」に改める。  
（事由）……………。

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

【例】 令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

（事由） 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 (2) ○○短期大学 ○○学科 (3) ○○高等学校 全日制課程普通科 (4) ○○中学校 (5) <u>○○小学校</u></p> <p>(役 員) 第6条 この法人に次の役員を置く。 (1) <u>理事 6人</u> (2) <u>監事 2人</u></p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p> <p>附 則</p> <p>【例】 <u>令和 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和○年○月○日から施行する。</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学部 ○○学科 (2) ○○短期大学 ○○学科 (3) ○○高等学校 全日制課程普通科 (4) ○○中学校 (新設)</p> <p>(役 員) 第6条 この法人に次の役員を置く。 (1) <u>理事 5人</u> (2) <u>監事 2人</u></p> <p>2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。</p>

- (注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。
- (注) 文部科学大臣認可の日は空欄（例：令和 年 月 日）にしてください。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）

※ 寄附行為変更により役員及び評議員数、選任条項に変更がある場合は、212ページを参考に様式を変更して作成してください。

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、学校等の設置に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

- (5) 現行の寄附行為
- (6) 経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号）
- ① 設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類（様式第4号その1）
  - ② 設置経費の算出基礎表（様式第4号その2）
  - ③ 転共用計画表（様式第4号その3）
  - ④ 設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その4）
- (注) ②, ③は「(14)校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面, ③校舎の平面図」の各建物毎における使用区分と整合します。
- (7) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）
- (8) 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類, 貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書（様式第6号及び様式第7号その2）
- ① 財産目録（様式第6号その1）  
この書類には必ず(9)の書類を添付した上で, 袋綴じの上から公認会計士の割印をしてください。
  - ② 財産目録総括表（様式第6号その2）
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 収支予（決）算書（様式第7号その2）
- (注) 財産目録と収支予（決）算書は必ず定められた様式で提出してください。  
各学校法人が予算又は決算の時に作成する書類では受付できません。
- (注) 収支予（決）算書は学校法人会計基準に準拠して作成をしてください。
- (9) 財産目録について公認会計士の監査の結果を記載した書類
- ※ 「(8)財産目録（様式第6号その1）」に添付しているため, 省略することができます。
- (注) 「(8)財産目録（様式第6号その1）」について監査をした結果を記載した書類を添付してください。私立学校振興助成法に基づく監査報告書ではありません。
- (10) 不動産その他の主なる財産については, その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 設置する学校等に係る不動産その他の主なる財産については, 現物寄附を受けた財産又は借用財産について評価を受けた場合及び校地の再評価を受けた場合等に添付してください。  
新たに財産を取得した場合等, 評価を必要としない場合には省略することができます。
- (11) 開設年度の前年度から開設後修業年限に相当する年数が経過する年度までの事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）
- ① 事業計画（様式第7号その1）
  - ② 収支予（決）算書（様式第7号その2）

(注) 収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。

学校法人の予算書では受付できません。

(注) 収支予算書は学校法人会計基準に準拠して作成をしてください。

(12) 予算書の内容を補足する書類 (様式第10号)

- ① 資金収支予算決算総括表 (様式第10号その1)
- ② 事業活動収支予算決算総括表 (様式第10号その2)
- ③ 学生納付金内訳表 (様式第10号その3)
- ④ 専任教職員等給与内訳表 (様式第10号その4)

(13) 負債がある場合又は借入れを予定する場合は、その償還計画書 (様式第8号)

(14) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする図面

① 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面

※ 作成例を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

※ ②の書類は、①の書類に含まれる場合、添付を省略することができます。

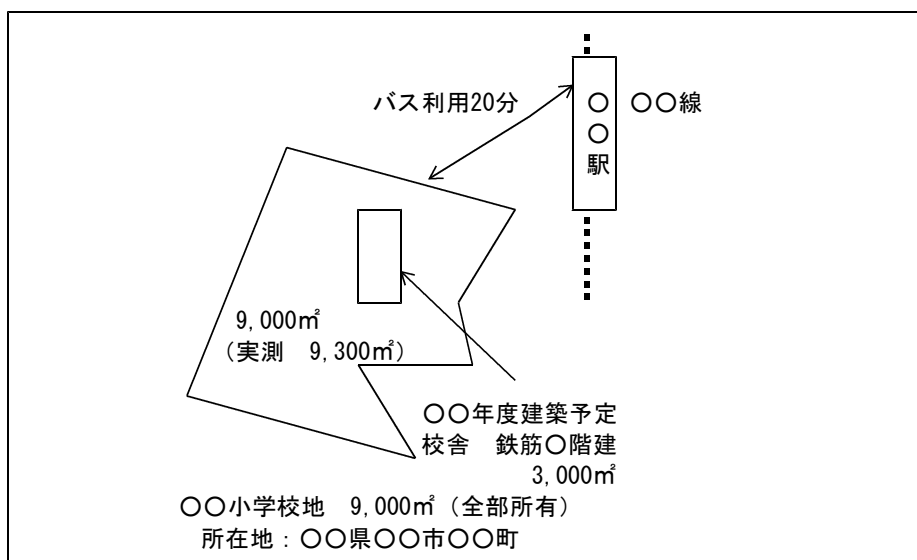
③ 校舎の平面図

※ ③の書類は、任意の書式で作成し、共用となる施設がある場合等は、使用区分毎に色分けし、使用区分毎・フロア毎に面積を記載 (フロアが複数ある場合は各建物における使用区分毎の合計面積も記載) してください。

なお、使用区分毎の色分けは、転共用計画 (様式第4号その3) に記載した区分と整合します。

※ ②と③の書類は、申請の対象となる学校等の施設のみで構いません。

(作成例) 私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面



(注)

(7) 校地の面積は所有、借用別に記入してください。

- (イ) 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。
- (ウ) 学校が2以上ある場合には学校毎の使用区分を明らかにし、校地、校舎面積を団地毎に記入してください。
- (エ) 校舎については、建築中及び建築予定校舎等を含め各棟毎に次ページの要件を記入してください。

建物の種類別 — 校舎，図書館，体育館，講堂，実習工場，寄宿舎等  
構造別 — 鉄筋，鉄骨，木造，プレハブ等  
階層別 — 平家建，2階建，3階建等

- (15) その他・・・パンフレット等，参考となる書類を添付してください。

- (16) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。

## 5 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続きに必要なため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）にも署名又は押印してください。

## 6 登記事項変更登記完了届について

認可後、私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第3条及び第24条により、認可書の到達した時から2週間以内の登記が必要です。遅滞なく登記を行ってください。

ただし、施行期日前は登記ができないことがありますので、その場合は登記所の指示に従ってください。



## 2. 都道府県知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

文部科学大臣所轄の学校法人が、①従来設置していた都道府県知事所轄の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を廃止する場合、②設置している都道府県知事所轄の私立学校又は私立専修学校の課程等（課程、学科または部）を廃止する場合に係る寄附行為変更認可申請書類については、私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）第2条第1項第1号及び同条第2項により、都道府県知事から文部科学大臣への進達が必要となりますので、申請書類については、当該学校を設置している都道府県に提出してください。また、別途学校等の廃止認可申請書を都道府県に提出してください。

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部科省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本            1部
- (2) 副 本            1部

### 2 提出先

学校法人が都道府県（私立学校担当部署）に申請書を提出し、都道府県（私立学校担当部署）は私学部私学行政課法人係へ進達文を添えて申請書を郵送してください。

### 3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。
- (2) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。  
なお、該当がなく省略することができる書類については、その旨を記載した書類を添付してください。
- (3) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。
- (4) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (5) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。

## 4 申請書類について

- 次の(1)から(11)の書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

（作成例）

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由	
<p>この法人は、従来、大学、短期大学、高等学校及び中学校を運営してきたが、今回、〇〇中学校を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。</p>	
<p>1. 第4条中、第4号〇〇中学校を削る。</p>	
<p>（事由）……………。</p>	
<p>2. 附則として次の附則を加える。</p>	
<p>附 則</p>	
<p>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</p>	
<p>（事由）施行日を明確にするため。</p>	

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>（設置する学校） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 (2) 〇〇短期大学 〇〇学科 (3) 〇〇高等学校 全日制課程普通科 （削除）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この寄附行為は、<u>文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>（設置する学校） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 (2) 〇〇短期大学 〇〇学科 (3) 〇〇高等学校 全日制課程普通科 (4) <u>〇〇中学校</u></p>

（注） 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

（注） 文部科学大臣の認可の日は空欄（例：令和 年 月 日）にしてください。

- (3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）  
※ 寄附行為変更により役員及び評議員数、選任条項に変更がある場合は、212ページを参考に様式を変更して作成してください。
- (4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類  
理事会及び評議員会において、学校等の廃止に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。  
なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。
- (5) 現行の寄附行為
- (6) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）
- (7) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類（様式第6号）  
① 財産目録（様式第6号その1）  
公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。  
財産目録は必ず定められた様式で提出してください。  
様式中「新設校」は「廃止校」と読み替えて下さい。  
② 財産目録総括表（様式第6号その2）
- (8) 申請年度から二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）  
① 事業計画（様式第7号その1）  
② 収支予（決）算書（様式第7号その2）  
(注)必要に応じて、申請年度から三年間の事業計画や予算等について提出を求めることがあります。  
(注) 収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。  
学校法人の予算書では受付できません。  
(注) 収支予算書は学校法人会計基準に準拠して作成をしてください。
- (9) 当該廃止する私立学校若しくは課程等に係る財産の処分に関する事項を記載した書類  
この書類は、次ページの作成例を参考に作成してください。



(11) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号、FAX番号及びメールアドレスを明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。

5 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続きに必要なため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）にも署名又は押印してください。

6 登記事項変更登記完了届について

認可後、私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第3条及び第24条により、認可書の到達した時から2週間以内の登記が必要です。遅滞なく登記を行ってください。



## 第5部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請





## 1. 収益事業・付随事業の開始に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

申請書類の作成に当たっては、参考書類に掲載の「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（平成21年20文科高第855号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。なお、申請から認可までは概ね1ヵ月から2ヵ月程度となりますが、認可まで2ヶ月以上期間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

※ 当該事業が収益事業・付随事業のどちらに位置付けられるかなど、事業の扱いについて不明な点がある場合は、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（平成21年20文科高第855号）」をご確認の上、認可申請書の作成・提出前に、私学行政課企画係へお問い合わせください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本      1部
- (2) 副 本      1部

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

### 3 提出の時期

収益事業・付随事業を開始する前に、当該収益事業・付随事業を寄附行為に記載する必要があります。申請は随時受け付けますが、文部科学省での審査に時間を要しますので、御留意ください。

### 4 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。

- (2) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。  
 なお、該当がなく省略することができる書類については、その旨を記載した書類を添付してください。
- (3) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。
- (4) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (5) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。

## 5 申請書類について

- 次の(1)から(13)の書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

（作成例）

### 寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人は、収益を学校経営に充てるため、収益事業を開始することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条の次に次の1条を加える。

（収益事業）

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

〇〇業

（事由）……………。

2. 第22条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 収益事業に関する重要事項

（事由）……………。

3. 第28条第1項中「運用財産」の次に「及び収益事業用財産」を加え、同条第4項中「運用財産」の次に「又は収益事業用財産」を加え、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

（事由）……………。

<p>4. 第32条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計「以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</p> <p>（事由）……………。</p> <p>5. 第35条第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</p> <p>（事由）……………。</p> <p>6. 附則として次の附則を加える。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>【例】この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">（事由）施行日を明確にするため。</p> <p style="padding-left: 40px;">令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">（事由）施行日を明確にするため。</p>
--

（注）

- (ア) （事由）には開始する収益事業・付随事業の具体的な内容も記述してください。
- (イ) 収益事業の種類については、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載してください。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p><u>（収益事業）</u></p> <p>第4条の2 <u>この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</u></p> <p><u>〇〇業</u></p> <p>（諮問事項）</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 収益事業に関する重要事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>（資産の区分）</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、<u>運用財産及び収益事業用財産</u>とする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>（諮問事項）</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>（資産の区分）</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、<u>運用財産</u>とする。</p> <p>2～3 (略)</p>

<p>4 <u>収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</u></p> <p>5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は<u>収益事業用財産</u>に編入する。</p> <p>(会計) 第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p> <p>2 <u>この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</u></p> <p>(決算) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>【例】 <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p> <p>令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。</p> <p>(会計) 第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う</p> <p>(新設)</p> <p>(決算) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(注) 文部科学大臣認可の日は空欄（例：令和 年 月 日）にしてください。

(注) 施行日を指定する場合、施行日は理事会において議決された特定日とし、申請から認可までの期間を十分考慮して申請して下さい。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、収益事業・付随事業の開始に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(5) 現行の寄附行為

(6) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

(7) 開設年度の前々年度の財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類、貸借対照表及び収支決算書並びに開設年度の前年度の予算書（様式第6号及び様式第7号その2）

① 財産目録（様式第6号その1）

公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。

② 財産目録総括表（様式第6号その2）

③ 貸借対照表

④ 収支予（決）算書（様式第7号その2）

（注）財産目録と収支予（決）算書は必ず定められた様式で提出してください。

（注）各学校法人が予算又は決算時に作成する書類では受付できません。

(8) 不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書

収益事業・付随事業の開始に伴い、現物寄附を受けた財産について評価を受けた場合等に添付してください。新たに財産を取得した場合等、評価を必要としない場合には省略することができます。

(9) 開始年度から二年間の事業計画及びこれに伴う予算書（様式第7号）

① 事業計画（様式第7号その1）

開始する収益事業・付随事業の内容がわかる資料も添付してください。

② 収支予（決）算書（様式第7号その2）

開始する収益事業・付随事業に係る予算書も添付してください。

（注）必要に応じて、開始年度の前年度の事業計画や予算等について提出を求めることがあります。

（注）収支予算書は必ず定められた様式で提出してください。

（注）各学校法人が予算又は決算時に作成する書類では受付できません。

(10) 負債がある場合又は借入れを予定する場合には、その償還計画書（様式第8号）

(11) 校地校舎等の整備の内容を明らかにする書類

① 私立大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面

※ 作成例を参考に作成してください。

② 校舎その他の建物の配置図

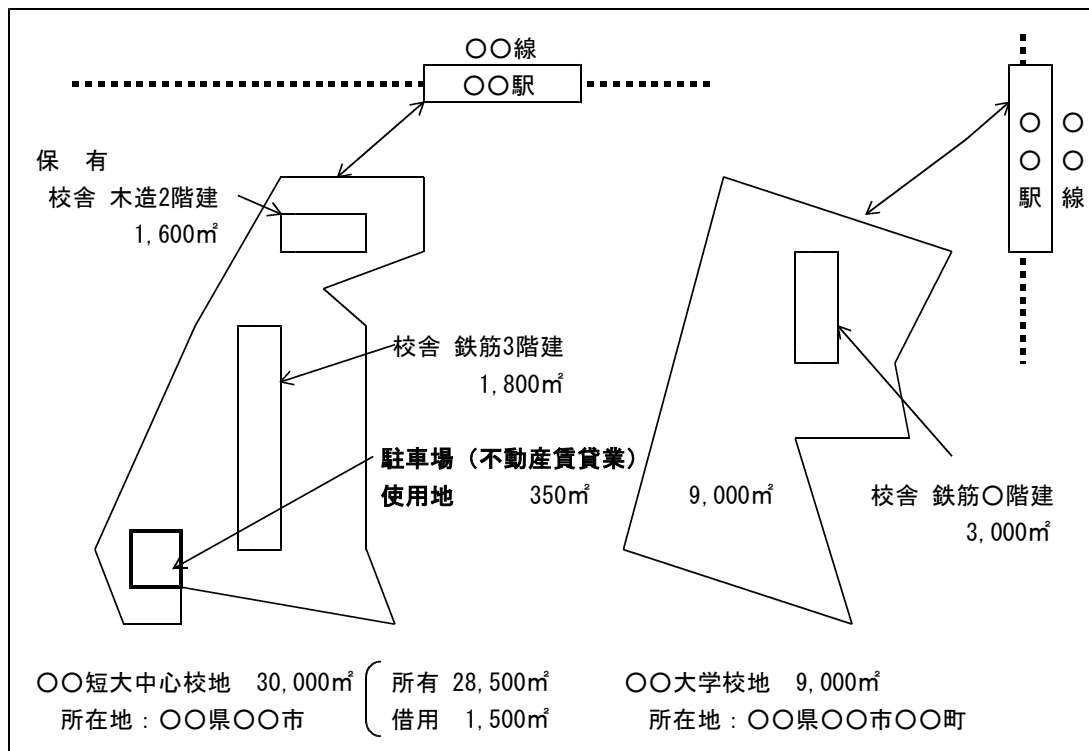
※ ②の書類は、①の書類に含まれる場合、添付を省略することができます。

③ 校舎の平面図

※ ②と③の書類は、申請の対象となる収益事業・付随事業に関する団地のみで構いません。

(作成例)

私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面



(注)

(ア) 校地の面積は所有、借用別に記入してください。

(イ) 登記簿上の面積と実測面積が異なる場合は実測面積を併記してください。

(ウ) 学校が2以上ある場合には学校毎の使用区分を明らかにし、校地、校舎面積を団地毎に記入してください。

(エ) 校舎については、建築中及び建築予定校舎棟を含め各棟毎に次の要件を記入してください。

建物の種類別	—	校舎、図書館、体育館、講堂、実習工場、寄宿舎等
構造別	—	鉄筋、鉄骨、木造、プレハブ等
階層別	—	平家建、2階建、3階建等

(12) その他・・・パンフレット等、参考となる書類を添付してください。

(13) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号及びFAX番号並びに認可書等書類の送付先の郵便番号及び住所を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。

6 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続きに必要となるため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）にも署名又は押印してください。

7 登記事項変更登記完了届について

認可後、私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第3条及び第24条により、認可書の到達した日から2週間以内の登記が必要ですので、遅滞なく登記を行って下さい。

ただし、施行日前は登記ができないことがありますので、その場合は登記所の指示に従って下さい。

## 2. 収益事業・付随事業の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」、「文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて（平成21年20文科高第855号）」をよく読んで、以下の点に留意し作成してください。なお、申請から認可までは概ね1ヵ月から2ヵ月程度となりますが、認可まで2ヶ月以上期間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本           1部
- (2) 副 本           1部

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

### 3 正本の作成について

寄附行為変更認可申請書の正本については、以下の要領で作成してください。

- (1) 申請書類は、A4縦型ファイルに2つ穴で左綴じにして提出してください。  
ねじ止めやひも綴じは不要です。
- (2) 必ず目次を作成し、目次に沿ってインデックスで整理してください。
- (3) インデックス毎にページを記入してください（両面印刷の際は用紙の向きにご注意ください）。
- (4) 申請書類は、提出前に必ず複数名で確認してください。
- (5) 証憑書類等で申請書類が分厚くなる場合は、適宜分冊にしてください。



#### 4 申請書類について

- 次の(1)から(11)の書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照してください。

(1) 学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

（作成例）

#### 寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人は、従来、収益事業として〇〇業を行ってきたが、今回、廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条の2を削る。

（事由）……………。

2. 第22条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

（事由）……………。

3. 第28条第1項中「及び収益事業用財産」を削り、同条第5項中「及び収益事業用財産」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

（事由）……………。

4. 第32条中第2項を削る。

（事由）……………。

5. 第35条中第3項を削る。

（事由）……………。

6. 附則として次の附則を加える。

#### 附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

（事由）施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>第4条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(諮問事項)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>4</u> 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。</p> <p>(会計)</p> <p>第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p><u>(収益事業)</u></p> <p><u>第4条の2</u> この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。</p> <p><u>〇〇業</u></p> <p>(諮問事項)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 収益事業に関する重要事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(資産の区分)</p> <p>第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産<u>及び収益事業用財産</u>とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。</u></p> <p><u>5</u> 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産<u>又は収益事業用財産</u>に編入する。</p> <p>(会計)</p> <p>第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。</p> <p><u>2</u> <u>この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。</u></p>

<p>(決算) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。</p> <p>2 (略) (削除)</p> <p><u>附 則</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>(決算) 第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。</p> <p>2 (略) <u>3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。</u></p>
---	--

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(注) 文部科学大臣認可の日は空欄(例：令和 年 月 日)にしてください。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類(様式第2-2号)

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、収益事業・付随事業の廃止に伴う寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(5) 現行の寄附行為

(6) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類(様式第5号)

(7) 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類(様式第6号)

① 財産目録(様式第6号その1)

公認会計士の監査の結果を記載した書類の添付は不要です。

財産目録は必ず定められた様式で提出してください。

② 財産目録総括表(様式第6号その2)

(8) 申請年度から二年間の事業計画及びこれに伴う予算書(様式第7号)

① 事業計画(様式第7号その1)

② 収支予(決)算書(様式第7号その2)

(注) 必要に応じて、三年目以降の事業計画や予算等について提出を求められます。

(注) 各学校法人が予算又は決算時に作成する書類では受付できません。

- (9) 当該廃止する収益事業・付随事業に係る財産の処分に関する事項を記載した書類  
この書類は、作成例を参考に作成してください。

(作成例)

廃止する収益事業（付随事業）に係る財産の処分に関する事項を記載した書類

- 1 法人名  
学校法人〇〇学園
- 2 法人の所在地  
▲▲県□□市△△1丁目1番1号
- 3 行っている収益事業  
〇〇業
- 4 廃止する収益事業  
〇〇業
- 5 廃止する理由  
・ 本法人が行っている〇〇業は現在収益が上がっておらず、今後も収益の増加が見込めないため、廃止することとする。
- 6 財産の処分等に関する事項
  - (1) 収益事業廃止の時期  
令和××年度より廃止
  - (2) 財産処分の方法  
.....。

- (10) その他・・・パンフレット等、参考となる書類を添付してください。

- (11) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号及びFAX番号並びに認可書等書類の送付先の郵便番号及び住所を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。

## 5 副本の作成について

「寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続きに必要となるため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1－2号）にも署名又は押印してください。

## 6 登記事項変更登記完了届について

認可後，私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので，「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお，組合等登記令第3条及び第24条により，認可書の到達した日から2週間以内の登記が必要です，遅滞なく登記を行って下さい。

### 3. その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について

申請書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部科省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。なお、申請から認可までは概ね1ヵ月から2ヵ月程度となりますが、認可まで2ヶ月以上期間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

#### 1 提出書類の種類及び提出部数

- (1) 正 本 1部
- (2) 副 本 1部（登記事項を変更する場合のみ必要）

#### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

#### 3 正本の作成について

- (1) 申請書類はファイルに綴じる必要はありません。また、目次・インデックス等も不要です。
- (2) 申請書類は、別添（261～262ページ）のチェックシートを活用し、提出前に必ず複数名で確認してください。申請書類の提出時に、チェックシートも併せて提出してください。

#### 4 申請書類について

- 次の(1)から(8)の書類を提出してください。
- 各様式の作成に当たっては、「第7部 各様式の作成上の注意点」を参照。

- (1) 学校法人寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）
- (2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類  
この書類は、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

(作成例)

寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由	
この法人は、理事定数・評議員定数を見直すことになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。	
1. 第6条第1項中、理事定数を10人から12人に変更する。	
(事由) .....	
2. 第7条第1項第3号中、学識経験者のうちから選任される理事を4人から6人に変更する。	
(事由) .....	
3. 附則として次の附則を加える。	
附 則	
【例】	
この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。	
令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。	
(事由) 施行日を明確にするため。	

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
(役員) 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>12人</u> (2) 監事 <u>2人</u> 2 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。  第7条 理事は、次の各号に定める者とする。 (1) 学長(校長) (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>5人</u> (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 <u>6人</u>  附 則 【例】 <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u>  <u>令和 年 月 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u>	(役員) 第6条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>10人</u> (2) 監事 <u>2人</u> 2 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。  第7条 理事は、次の各号に定める者とする。 (1) 学長(校長) (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 <u>5人</u> (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 <u>4人</u>

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(注) 文部科学大臣認可の日は空欄(例:令和 年 月 日)にしてください。

(注) 施行日を指定する場合、施行日は理事会において議決された特定日とし、申請から認可までの期間を十分考慮して申請してください。

(3) 当該学校法人の概要を記載した書類（様式第2-2号）

※ 寄附行為変更により役員及び評議員数、選任条項に変更がある場合は、212ページを参考に様式を変更して作成してください。

(4) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において、寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(5) 現行の寄附行為

(6) 当該学校法人の事務組織の概要を記載した書類（様式第5号）

(7) その他・・・パンフレット等、参考となる書類を添付してください。

(8) 事務担当者連絡票

申請書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名（ふりがな）及び連絡先の電話番号及びFAX番号並びに認可書等書類の送付先の郵便番号及び住所を明記したもの（A4版、様式任意）を提出してください。

## 5 副本の作成について（登記事項を変更する場合のみ必要）

「寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）」と添付書類の「寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類」並びに「新旧の比較対照表」を別途作成し、綴じ込まずに提出してください。

- (1) この副本は、寄附行為の変更が認可された場合に、登記手続きに必要なため、認証書に綴じて申請者にお渡しするものです。
- (2) 寄附行為変更認可申請書（様式第1-2号）にも署名又は押印してください。
- (3) 登記事項に変更がない場合、副本は必要ありません。

## 6 登記事項変更登記完了届について（登記事項を変更する場合のみ必要）

認可後、私立学校法第28条に基づく登記及び私立学校法施行規則第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、「第6部 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について」を参照してください。

なお、組合等登記令第3条及び第24条により、認可書の到達した日から2週間以内の登記が必要ですので、遅滞なく登記を行ってください。



## 第6部 寄附行為変更の届出



## 1. 寄附行為変更の届出書類の作成について

以下の①から⑨に係る寄附行為変更の届出書類については、いずれの場合についても、理事会等で寄附行為変更の議決を経た後に、遅滞なく所轄庁に届け出てください。ただし、寄附行為変更認可申請を行っている場合、または、寄附行為変更認可申請を予定している場合には、私学部私学行政課法人係に御相談ください。

なお、届出書類の作成に当たっては、「私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）」、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等（平成6年文部省告示第117号）」をよく読んだ上で、以下の点に留意し作成してください。

### 1 提出書類の種類及び提出部数

正 本        1 部

### 2 提出先

私学部私学行政課法人係

### 3 届出事項

- ① 私立大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の設置の場合であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- ② 私立大学の学部の学科の設置の場合であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- ③ 私立高等専門学校の学科の設置の場合であって、当該高等専門学校が授与する学科の分野の変更を伴わないもの
- ④ 私立大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止
- ⑤ 私立大学の学部の学科の廃止
- ⑥ 私立高等専門学校の学科の廃止
- ⑦ 設置廃止を伴わない私立学校等の名称変更
- ⑧ 事務所の所在地の変更
- ⑨ 公告の方法の変更

なお、①から⑧については、登記事項の変更が伴いますので、登記完了後に登記事項変更登記完了届を提出して下さい。

#### 4 届出書類について

次の(1)から(5)の書類を提出してください。なお、ファイル等に綴じる必要はありませんが、枚数が多くなる場合は、適宜クリップ等で留めてください。

(1) 学校法人寄附行為変更届出書（様式第1-3号）

(2) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この書類には、作成例を参考に作成するとともに、「新旧の比較対照表」を添付してください。

（作成例）

##### 寄 附 行 為 変 更 の 条 項 及 び 事 由

この法人が設置する〇〇短期大学を〇〇大学短期大学部へ名称を変更するとともに、新たに△△学科を設置することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第2号中「〇〇短期大学」を「〇〇大学短期大学部」に改め、「〇〇学科」の次に「△△学科」を加える。

（事由）……………。

2. 第41条中「〇〇短期大学」を「〇〇大学短期大学部」に改める。

（事由）……………。

3. 附則として次の附則を加える。

##### 附 則

【例】 この寄附行為は、令和〇年〇月〇日から施行する。

この寄附行為は、理事会承認の日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

（事由）施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学科</p> <p>(2) <u>○○大学短期大学部</u> ○○学科 △△学科</p> <p>(3) ○○高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(4) ○○中学校</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第41条 この法人の公告は、○○大学、<u>○</u> <u>○大学短期大学部</u>、○○高等学校及び○ ○中学校の掲示場に掲示して行う。</p> <p>附 則</p> <p>この寄附行為は、<u>令和○年○月○日</u>か ら施行する。</p> <p>この寄附行為は、<u>理事会承認の日(令 和○年○月○日)</u> から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) ○○大学 ○○学科</p> <p>(2) <u>○○短期大学</u> ○○学科</p> <p>(3) ○○高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(4) ○○中学校</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第41条 この法人の公告は、○○大学、<u>○</u> <u>○短期大学</u>、○○高等学校及び○○中 学校の掲示場に掲示して行う。</p>

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示してください。

(3) 寄附行為所定の手続を経たことを証する書類

理事会及び評議員会において寄附行為の変更を決議した議事録又は決議録の写しに当該議事の際に使用した資料を添付した上で、理事会及び評議員会それぞれで袋綴じをしてください。さらに、袋綴じの上から割印をし、理事長名で原本証明をしてください。

なお、書面をもって意思表示した者を含めて会議成立の要件を満たす場合には当該書面の写しも添付してください。

(4) 変更後の寄附行為

(5) 事務担当者連絡票

届出書類の内容について照会する場合がありますので、担当者の所属部署、役職、氏名(ふりがな)及び連絡先の電話番号及びFAX番号を明記したもの(A4版、様式自由)を添付してください。

## 5 寄附行為変更の届出の注意点について

寄附行為変更届出書の提出に当たっては、以下の点について御注意ください。

### (1) 寄附行為の施行日について

理事会の議決日または理事会において議決された特定日となります。理事会の議決日を遡って施行日とすることはできません。

### (2) 寄附行為変更に関する所定の手続きについて

寄附行為変更については、評議員会においてあらかじめ意見を聞いた上で（寄附行為において評議員会の議決を要している場合は議決を行った上で）、理事会において議決することが必要です。

【参考】私立学校法

第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

(略) 三 寄附行為の変更

### (3) 名称変更の場合

名称変更時に在籍する学生が旧名称のまま在籍する場合には、附則に経過措置を設ける必要があります。経過措置については、作成例を参考にしてください。

(作成例) ・ △△学科を◆◆学科に名称変更する場合

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条</p> <p>(1) ○○大学 □□学部 ◆◆学科</p> <p>(2) ○○大学短期大学部 ○○学科</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この寄附行為は令和●年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(○○大学□□学部△△学科の存続に関する経過措置)</u></p> <p><u>○○大学□□学部△△学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和●年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条</p> <p>(1) ○○大学 □□学部 △△学科</p> <p>(2) ○○大学短期大学部 ○○学科</p> <p>旧名称(△△学科)は残らない</p> <p>施行日の前日</p>

(4) 学部等の廃止の場合

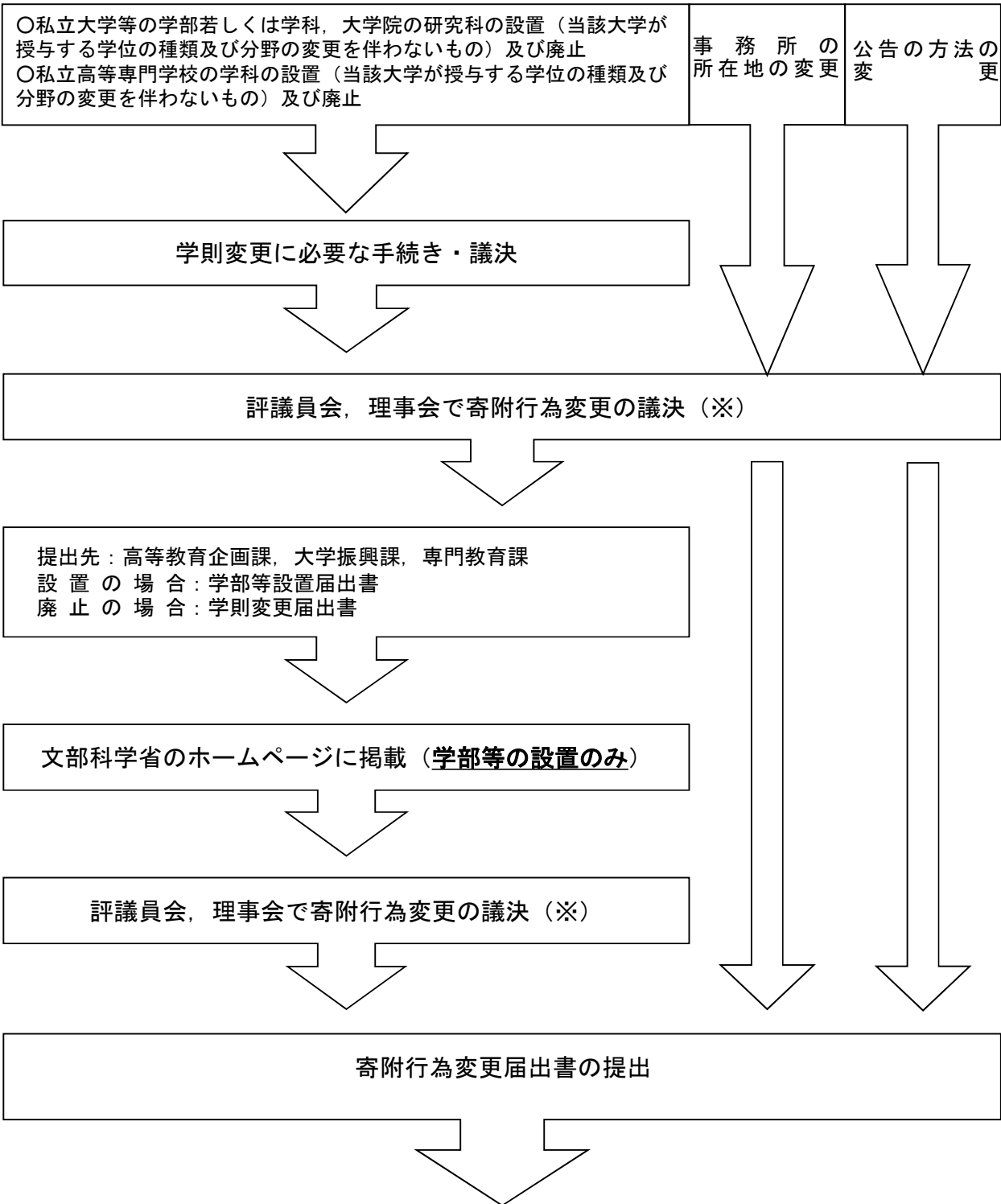
募集停止時ではなく、当該学部<sup>に</sup>在籍する学生が全員卒業・退学・除籍することが確定してから、寄附行為変更の議決を行ってください。

**※ 学部等の設置及び既存学部等の募集停止を同時に行う場合と、名称変更の場合とを混同している学校法人が多く見受けられますので、該当する手続きをよく確認してください。**

(作成例)

・ □□学部を募集停止し△△学部を届出設置（□□学部を△△学部<sup>に</sup>改組）する場合

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条</p> <p>○○大学 □□学部 ◆◆学科  <u>△△学部 ◆◆学科</u>  <u>◇◇学科</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この寄附行為は令和●年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条</p> <p>○○大学 □□学部 ◆◆学科</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">募集停止した学部 (□□学部) は残る</p> <p style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">募集停止した学部 (□□学部) の 存続に関する経過措置は設けない</p>



## 登 記

【学部等を廃止し、新たに学部等を届出設置する場合】  
 廃止する学部等名は，在学生在がいる限り寄附行為から落とさず届出設置する学部等の新名称を寄附行為に記載すること。  
 廃止する学部等の在学生在がいなくなった時点で，廃止の届出を別途提出。

【名称変更】  
 学生が旧名称の学部等へ在籍し続ける場合は，寄附行為から旧名称を落とし附則に経過措置を設けること。

○登記事項変更登記完了届  
 登記事項に変更が生じた場合は，登記事項変更登記完了届と添付書類（変更後の寄附行為及び登記簿）を提出すること。

（※）は，どちらか1度で可



寄附行為変更の届出に係る根拠法令

私立学校法	私立学校法施行規則	学校教育法	学校教育法施行令
<p>(寄附行為変更の認可等)</p> <p>第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。</p> <p>(申請)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。))に広域の通信制の課程(学校教育法第54条第3項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。))に類する広域の通信制の課程をいう。</p> <p>四 事務所の所在地</p> <p>五～十一 (略)</p> <p>十二 公告の方法</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(寄附行為変更の届出手続等)</p> <p>第4条の3 法第45条第1項(法第64条第5項において準用する場合を含む。)に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第30条第1項第3号(法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、学校教育法第4条第2項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第1項(同法第134条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第130条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部の学科、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項</p> <p>二 法第30条第1項第4号(法第64条第5項において準用する場合を含む。))に掲げる事項(ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)</p> <p>三 法第30条第1項第12号(法第64条第5項において準用する場合を含む。))に掲げる事項</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これら学校のうち、(…中略…)大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(法第4条第1項の政令で定める事項)</p> <p>第23条 法第4条第1項(法第134条第2項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項(法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。)は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略) 大学における通信教育の開設</p> <p>六 私立の大学の学部の学科の設置</p> <p>七 大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程(法第104条第1項に規定する課程をいう。次条第1項第1号において同じ。)の変更</p> <p>八 高等専門学校の学科の設置</p> <p>九～十 (略)</p> <p>十一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更</p> <p>(法第4条第2項第3号の政令で定める事項)</p> <p>第23条の2 法第4条第2項第3号の政令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院(専門職大学院を含む。)の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>二 高等専門学校の学科の設置であつて、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの</p> <p>三 大学における通信教育の開設であつて、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>四 私立の大学又は高等専門学校の研究科の収容定員(大学にあつては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。))に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの</p> <p>五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの</p> <p>2・3 (略)</p>

## 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について

寄附行為の変更に伴い、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条に基づく登記の変更及び私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第13条第2項に基づく届出が必要となりますので、登記事項証明書（登記簿謄本）、変更後の寄附行為及び事務担当者連絡票を添えて文部科学大臣宛てに届け出てください。（提出先は私学部私学行政課法人係）

また、登記事項変更登記完了届については、作成例を参考にしてください。

なお、登記事項証明書は「履歴事項全部証明書」を添付して下さい。

（作成例）

[ 文 書 番 号 ] 令和 年 月 日	
文 部 科 学 大 臣 殿	
住所 ○○県○○市○○○○ 学校法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 印	
寄附行為変更認可日と施行日が異なる場合は、施行日を記載。	登 記 事 項 変 更 登 記 完 了 届
令和 年 月 日付けで変更のあった寄附行為について、私立学校法第28条の規定により登記を完了したので、私立学校法施行規則第13条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。	
記	
1. 変更の生じた事項 （例 設置する学校：○○大学○○学部等の設置）	
2. 登記年月日 令和○○年○○月○○日	
3. 添付書類 ・ 登記事項証明書（登記簿謄本） ・ 変更後の寄附行為 ・ 事務担当者連絡票	

変更日ではなく登記日を記載。